

令和6年度島根県福祉サービス第三者評価調査者継続研修開催要項

【目的】 本県における福祉サービス第三者評価事業の実施状況や課題等を理解するとともに、よりよい第三者評価を行うための技術や視点を習得することを目的として開催します。

【実施主体】 島根県

【実施機関】 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【期 日】 令和6年11月25日（月）

【会 場】 いきいきプラザ島根 1階共用会議室（松江市東津田町1741-3）

【参加対象】

1. 本研修開催日時時点で、福祉サービス第三者評価調査者としての有効期限が到来していない方
2. 全国社会福祉協議会が実施した調査者指導者研修・養成研修又は島根県及び他の都道府県が実施した養成研修を修了し、本研修開催日時時点で有効期限が到来していない方
3. やむを得ない理由により、有効期間内に継続研修を修了できなかった方で、有効期間が終了して1年以内の方

【定 員】 10名

【日程・内容】

時 間	研修科目	目的・内容	講 師
9:10～ 9:25	受付		
9:25～ 9:30	開会		
9:30～10:30	第三者評価の実施と課題	○ 島根県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応方法を理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	島根県健康福祉部 地域福祉課
10:40～15:30 (12:10～13:00 昼食・休憩)	第三者評価基準の理解と判断のポイント (講義・演習)	○ 演習等を通して、よりよい第三者評価を行うための技術や視点を習得する。	(有) ケアオフィス 代表取締役 山本 克哉 氏
15:30～16:30	講評・まとめ	○ 演習の成果に基づいて評価調査として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	

【申込み方法等】

- 令和6年10月31日(木)までに、島根県福祉人材センターホームページの「研修受講サポートシステム」からお申し込みください。(https://www.shimane-fjc.com/)
- 研修受講サポートシステムの入力手順については、マニュアルのダウンロードが可能です。
※お申込みは事業所の登録→受講者の登録→当該研修への受講者の申込を行う流れです。
※お申し込みは基本的に所属事業所を通じて行ってください。なお、同一事業所から複数名申し込むことは可能です。
- 受講を決定した場合、締切後1週間前後で記載された送付先に決定通知を送付いたします。
- 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料(3,000円)をお振込みください。(振込手数料はご負担ください)
- やむを得ず受講取り消しされる場合は、所定の期日までにご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担いただきますので、ご了承ください。

【修了証書】

- 厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした出席者には、島根県知事名の修了証書が交付されます。
- 1科目でも、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。（但し緊急かつやむをえない場合は県と協議します。）
- ※研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合は、県と協議の上、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください

- ①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為
- ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
- ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、居眠り等）

【その他】

- 各講義後に研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- 昼食はご自身で準備してください。
- 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備してください。
- 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- 健康状態によっては受講をご辞退いただく場合がありますのでご了承ください。
- 福祉サービス第三者評価の概要等について、島根県のホームページにも掲載されています。
トップページ>医療・福祉>福祉>地域福祉>福祉サービス第三者評価

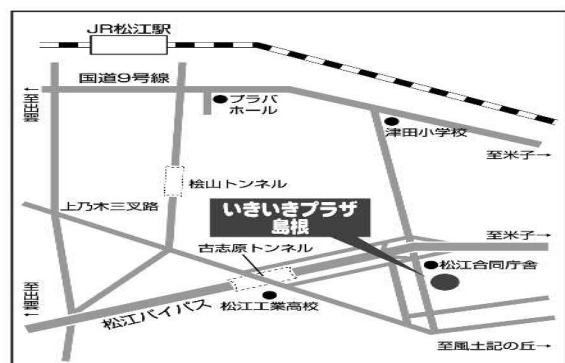
【問合せ先】

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階
島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当/三神・昌子
TEL：0852（32）5975 FAX：0852（32）5956
<https://www.shimane-fjc.com/index.html>

《会場案内図 いきいきプラザ》

◆交通（JR 松江駅から）◆

松江市営バス「南循環線外回り」行き
または「県合同庁舎」行きに乗車、
「県合同庁舎前」下車
(所用時間 20 分程度)



受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講者名簿の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。